

定期利用の方の

学生証の確認について

この春は「窓口への集中を避ける」ため、**対象者を限定して実施**します。対象の方には提示依頼のハガキを郵送しますので、下記の通り学生証をご提示ください。



期間中に提示がない場合は、**利用取消**になります。

確認期間 令和3年4月1日～4月30日

対象 高校生以上の学生で提示依頼の通知が届いた方

- ・ 令和2年度に学生（最終学年）または、その可能性があると考えられる方
- ・ 令和元年度に学生（最終学年）だった方の中で、令和2年度提示していない方等に通知ハガキを郵送します。

確認方法

通知ハガキに記載されているQRコードより学生証の写真を添付して送信、またはご利用の**管理事務所窓口**で学生証（コピー可）をご提示ください。（場内係員による声かけおよび確認は行いません。）

4月から利用区分が変わる方

ご利用の**管理事務所窓口**にてお手続きください。

学生 ⇒ 一般	4月分からの差額をいただきます。※1
一般 ⇒ 学生	変更後の差額を口座に返金します。※2

※1 既に一般に変わっている方で、変更手続きが済んでいない方は、遡って差額をいただきます。
※2 令和3年4月10日までにお手続きください。手続きが遅れると返金額が減る可能性があります。

- ・ 令和3年3月に新規で利用開始の方で、既に新学年の学生証を提示いただいている方は4月以降に改めて提示いただく必要はありません。
- ・ 引っ越し等で住所に変更があった方は、ご利用の**管理事務所窓口**にてお手続きください。
- ・ 利用をやめる方は、脱退届を提出してください。脱退届用紙の請求はご利用の**管理事務所**の他、当**会社ホームページ**や電話からも可能です。

定期利用料金**減額・免除**の方の

手帳等の確認について

この春は「窓口への集中を避ける」ため、**期限を定めた確認は行いません**。ご都合のよい時期の窓口開設期間中に手帳等をご提示ください。



自転車駐車場定期利用ステッカー（令和4年4月末期限）については、手帳等の提示の有無にかかわらず3月中旬に**郵送**いたします。

確認期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日

対象 定期利用料金を「減額・免除」でご利用の方

確認方法

次の書類を**ご利用の管理事務所窓口**にご提示ください。

身体障害者手帳 愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方	各手帳
生活保護を受けている方	受給証明書

4月から利用区分が一般・学生 になる方

ご利用の**管理事務所窓口**にてお手続きください。

減免 ⇒ 一般・学生	4月分からの差額をいただきます。※1
------------	--------------------

※1 既に一般に変わっている方で、変更手続きが済んでいない方は、遡って差額をいただきます。

- ・ 令和3年3月に新規で利用開始の方で、既に手帳を提示いただいている方は4月以降に改めて提示いただく必要はありません。
- ・ 引っ越し等で住所に変更があった方は、ご利用の**管理事務所窓口**にてお手続きください。
- ・ 利用をやめる方は、脱退届を提出してください。脱退届用紙の請求はご利用の**管理事務所**の他、当**会社ホームページ**や電話からも可能です。

窓口開設時間：

平日 8:00～20:00 土日祝 9:00～18:00

指定管理者（公財）練馬区環境まちづくり公社
TEL：03-3993-8011(平日8:30～17:15)
<https://www.nkm.or.jp/bicycle/>

公社ホームページ

